

令和7年第2回定例会

条例の一部改正等に伴う新旧対照表

目 録

1	久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う新旧対照表	1
2	久喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う新旧対照表	4

久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成14年久喜宮代衛生組合条例第3号）の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する条例（案）	現行条例（旧）
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第9条　〔略〕 2　任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が</u>、衛生組合規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせてはならない。 3　〔略〕 4　前3項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして衛生組合規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、衛生組合規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者（以下この条において「要介護者」という。）のある職員が、衛生組合規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、<u>第2項</u> 及び前項中「小学校就学の始期	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第9条　〔略〕 2　任命権者は、<u>3歳に満たない子のある職員が</u> <u>衛生組合規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせてはならない。</u> 3　〔略〕 4　前3項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして衛生組合規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、衛生組合規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者（以下この条において「要介護者」という。）のある職員が、衛生組合規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、<u>第2項中「3歳に満たない子のある職員が衛生組合規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期</u>

に達するまでの子のある職員が、衛生組合規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員(ただし、衛生組合規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、衛生組合規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

5 〔略〕

(特別休暇)

第15条 〔略〕

2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。

(1)～(9) 〔略〕

(10) 0歳から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において「対象児童」という。)を養育する職員が、次に掲げる場合において、勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において5日(その養育する対象児童が2人以上の場合にあっては10日)の範囲内の期間

ア 対象児童の看護(負傷し、又は疾病にかかった子の世話をを行うことをいう。)を行う場合

イ 対象児童の疾病の予防を図るために必要なものとして衛生組合規則で定める世話をを行う場合

ウ 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準じるものとして衛生組合規則で定める事由により対象児童の世話をを行う場合

エ 対象児童の教育又は保育に係る行事のうち衛生組合規則

に達するまでの子のある職員が、衛生組合規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員(ただし、衛生組合規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、衛生組合規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

5 〔略〕

(特別休暇)

第15条 〔略〕

2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。

(1)～(9) 〔略〕

(10) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして別に定めるその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日(その養育する小学校就学前の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

<u>で定めるものに参加する場合</u> (11) 次条第 1 項に規定する要介護者(以下この号において「要介護者」という。)の介護その他の<u>衛生組合規則で定める</u>世話を 行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において 5 日(要介護者が 2 人以上の場合にあつては、10 日)の範囲内の期間 (12)～(23) [略] 3～5 [略]	(11) 次条第 1 項に規定する要介護者(以下この号において「要介護者」という。)の介護その他の<u>別に定める</u>世話を 行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において 5 日(要介護者が 2 人以上の場合にあつては、10 日)の範囲内の期間 (12)～(23) [略] 3～5 [略]
---	--

久喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成４年久喜宮代衛生組合条例第４号）の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する条例（案）	現行条例（旧）
（趣旨） 第１条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）第２条第１項、第３条第２項、第５条第２項、第７条、第８条、第１０条第１項及び第２項、第１４条（同法第１７条において準用する場合を含む。）、第１７条、第１８条第３項並びに<u>第１９条第１項から第３号まで及び第５項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u> （育児休業法第１０条第１項第５号の条例で定める勤務の形態） 第１１条 久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成１４年衛生組合条例第３号。<u>第２０条第２項において「勤務時間条例」という。</u>）第４条第１項の規定の適用を受ける職員の育児休業法第１０条第１項第５号の条例で定める勤務の形態は、次に掲げる勤務の形態（勤務日が引き続き衛生組合規則で定める日数を超えず、かつ、１回の勤務が衛生組合規則で定める時間を超えないものに限る。育児休業法第１０条第１項第１号から第４号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。 （１）・（２） 〔略〕 （部分休業をすることができない職員） 第１９条 育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１） 〔略〕	（趣旨） 第１条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）第２条第１項、第３条第２項、第５条第２項、第７条、第８条、第１０条第１項及び第２項、第１４条（同法第１７条において準用する場合を含む。）、第１７条、第１８条第３項並びに<u>第１９条第１項及び第２項</u>の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （育児休業法第１０条第１項第５号の条例で定める勤務の形態） 第１１条 久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成１４年衛生組合条例第３号<u>第４条第１項の規定の適用を受ける</u>職員の育児休業法第１０条第１項第５号の条例で定める勤務の形態は、次に掲げる勤務の形態（勤務日が引き続き衛生組合規則で定める日数を超えず、かつ、１回の勤務が衛生組合規則で定める時間を超えないものに限る。育児休業法第１０条第１項第１号から第４号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。 （１）・（２） 〔略〕 （部分休業をすることができない職員） 第１９条 育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１） 〔略〕

(2) 勤務日の日数_____を考慮して衛生組合規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(定年前三任用短時間勤務職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう_____。))を除く。次条において同じ。)

(第1号部分休業の承認)

第20条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は_____, 30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例

第15条第2項第8号の規定による特別休暇又は勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間を承認されている職員(非常勤職員を除く。)に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員_____に対する第1号部分休業の承認については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間を超えない範囲内で行うものとする。

(1) [略]

(2) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条第1項に規定する育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間を承認

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して衛生組合規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法_____第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(次条第3項において「定年前三任用短時間勤務職員」という。))を除く_____。)

(部分休業_____の承認)

第20条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)

_____の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第15条第2項第8号の規定による特別休暇_____

_____を承認されている職員_____に対する部分休業_____の承認については、1日につき2時間から当該育児時間_____を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員(定年前三任用短時間勤務職員を除く。)に対する部分休業_____の承認については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間を超えない範囲内で行うものとする。

(1) [略]

(2) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条第1項に規定する育児時間を請求している

を受けている非常勤職員 当該非常勤職員の1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間

(第2号部分休業の承認)

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間をふんを単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる

非常勤職員 当該非常勤職員の1日の勤務時間から
当該育児時間に5時間45分を加えた
時間を減じた時間

職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第21条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第14条及び久喜宮代衛生組合単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和50年衛生組合条例第4号)第4条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が3項変更をしたときとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第21条 職員が_____部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第14条及び久喜宮代衛生組合単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和50年衛生組合条例第4号)第4条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 第13条の規定は、部分休業について準用する。